



体育施設からのお知らせ

体育施設使用時の本人不在での使用は 利用制限対象となります

体育施設利用者カードは、船橋市都市公園条例及び体育施設利用者カードの交付に関する規則ならびに教育委員会同規則により、貸与または譲渡をしてはならないこととなっております。

本人以外の使用を防止するとともに、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、平成26年4月から、使用時に利用者カードと本人を確認できる物の提示をしていただいております。当面の間は本人不在でも使用可能としておりましたが、改善がみられないため、下記のとおり、変更いたします。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

【変更内容】

平成26年11月1日から、体育施設使用時、使用許可書があれば本人不在（本人確認できる物の提示がない場合を含む）でも使用できますが、本人不在で使用した場合、予約システムに登録されているパスワードとメールアドレスを削除して、利用者が予約システムを利用できないよう制限をかけます。利用を再開するには、下記の体育施設窓口にてパスワードの再設定（利用者登録変更手続き）が必要となります。パスワードの再設定を2回行い、本人不在の使用が3回目となった場合、翌日から180日間、利用者カードの利用制限対象となります。

※1回目及び2回目の本人不在での使用から1年を経過した場合は、リセットいたします。

※パスワード再設定の手続き（利用者登録変更手続き）の際は、利用者カードと本人確認できる物を必ずお持ちください。

※パスワードの再設定の手続き（利用者登録変更手続き）をされないままですと、その期間は予約システムを利用することができません。予約取消しもできなくなるため、制限期間前に予約した分に対し使用手続きを行わないと無断キャンセルとなり、利用日の翌日から180日間の利用者カードの利用制限となります。

利用者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

＜問い合わせ先＞

生涯スポーツ課（047-436-2910）

運動公園（047-438-4461）

法典公園（グラスポ）（047-438-3500）

船橋アリーナ（047-461-5611）

武道センター（047-422-0122）

ふなばし三番瀬海浜公園（047-435-0828）

